

リモート研修の実施の検討について

1. 考え方

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、既に複数の集合研修が中止となっていることを踏まえ、今年度の集合研修においては少人数での開催が可能な登録時研修のみを実施することとし、フォローアップ研修については、リモート研修方式による実施を検討することとしたい。

2. 実施の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響下において、登録政治資金監査人の研修の受講機会を確保するため、試行的に次の枠組みにより実施することとする。

(1) 対象とする研修

- 受講が任意であるフォローアップ研修（再受講研修及び実務向上研修）を対象とする。

(2) 研修実施方法

- インターネットを利用する既存のオンデマンド型の動画配信サービス上に、事前に申込みを行った登録政治資金監査人に限定して研修動画を公開する。
- 受講者は指定された受講期間内に当該動画配信サービスに自らアクセスの上、自宅のパソコン等で研修動画を視聴する。

(3) 研修動画の構成

<再受講研修>

- 個別研修（登録時研修）で使用している研修動画を活用

<実務向上研修>

- 研修動画は事前に収録。画面上に研修スライドを表示した上で、事務局職員のナレーションにより進行する。

(4) その他

- 第4期取りまとめで「遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備」の検討を求められていることも踏まえ、将来的な本格実施も視野に入れつつ、受講者アンケートを実施する。

3. 今後検討を要する事項

具体的な実施方法の決定にあたり、下記（１）から（３）までについて、どのような対応が可能か、引き続き検討が必要。

（１）本人確認をどのように行うか

- 証票番号（登録政治資金監査人証票にのみ記載されている）など、政治資金監査人本人のみが把握している情報を申請書に記載することが考えられる。

（２）受講確認及び研修受講証明書発行を行うか

- 下記の方法により、受講確認を行った上で、研修受講証明書発行を行うことが考えられる。
 - ・一定時間（10分から20分程度を想定）ごとに動画を分割する。
 - ・各動画の途中で記号等を表示し、次の動画を視聴するために、当該記号等が必要となる仕組みとする。

（３）受講可能上限人数

- 予算の制約の中で、例年の再受講研修及び実務向上研修の参加者数を踏まえつつ、時期による波動性も一定程度考慮した上で、受講可能上限人数を設定することが考えられる。
- なお、受講可能上限人数を設定する場合には、リモート研修の実施の周知にあたり明示する必要がある。

4. 登録時研修

- 法定研修である登録時研修については、本人確認等について、より慎重な検討が必要となると考えられるため、今回は対象外とする。
- なお、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修方式による登録時研修の実施が困難になる可能性もあることから、リモート研修の運用状況等も踏まえつつ、引き続き検討する。

5. スケジュール

- 政治資金監査の開始時期（年明け以降）を踏まえ、遅くとも12月開始を目指す。

- ・委員会後：関係者との調整、実施方法に係る具体的検討
- ・10月：委員会において正式決定
- ・準備が整い次第：リモート研修開始

※令和2年度の実施として、令和3年3月末までを想定

※令和3年4月以降の実施については、実施状況や来年度予算を踏まえて検討